

# 保存樹の新たな指定に向けた選定基準について

- 保存樹の位置づけについて（市街地緑化の在り方から抜粋）

## これから ～ 市街地緑化の方針 ～

地域力を活かして市街地緑化を推進し、  
 「どこを見ても庭園のように設えられている」  
 緑の文化首都・京都を目指す。

**地域に相應しい  
 新たな緑を増やしていく**  
 日々の生活を通じて四季を感じる  
 ことができる緑化やまちのにぎわい  
 に華を添える緑化を進める。

日々の生活で京都の四季を感じる  
**うるおいのみどりづくり**

まちのにぎわいに華を添える  
**にぎわいのみどりづくり**

**緑の資産を大切に守り育てる**  
 これまでに蓄積された緑の文化  
 を大切に育み、緑を通じて地域に新し  
 いふれあい生まれる取組を市民や企  
 業など、オール京都で進める。

緑とまちと人を育てる  
**はぐくみのみどりづくり**

○ 市民に親しまれている樹木を次世代に引き継ぎます。  
 □ 京都市では、市街地の良好な緑の景観を形成し、地域のシンボルとなっている樹木を保存樹として指定し、樹木医による樹勢診断や保護作業の助成などの支援を行っています。  
 今後、市民に親しまれてきた「区民の誇りの木」の中から、新たに継承すべき樹木を保存樹として指定し、市民の皆様や造園業界等と一緒に樹木を健全に育成し、緑豊かな環境の保全を図ります。  
 （継続 保存樹等指定に伴う市街地の緑保全事業）



斎宮神社のムクノキ/右京区



浄禅寺クスノキ/南区

○ 保存樹の新たな指定に向けた選定基準の具体策について（案）

1 保存樹（緑の資産）を守り続けるためには

- ・多くの方に知ってもらう。
- ・地域の活性に繋げる
- ・訪れる方に楽しんでもらう



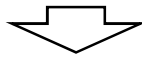
- ・市民しんぶん・京都市の印刷物に記事を記載
- ・既存資料の利活用・再発信（冊子、マップ）
- ・区役所との連携

2 新たな保存樹を指定するための選定基準

区民の誇りの木から決定する。

区民の誇りの木の選定基準

- ・歴史のある木
- ・大木
- ・花がきれいな木
- ・形に特徴がある木
- ・地域で有名な木
- ・公共の場所から普通に見える木



保存樹の選定基準 事務局案

平成13年度の基準

- ・市街地に存する樹木（市街化区域内にある樹木）
- ・幹の周囲長(1.5m)・高さ(15m)・樹冠の幅(3m)の項目すべての条件を超える樹木
- ・樹形・衰退度・景観性・歴史性等，総合評価を行い評価の高い樹木
- ・巨木・老木及び特徴のある樹木
- ・多くの市民が普通に鑑賞できる樹木

追加・見直し基準

- ・寺社等，長く育成管理いただける樹木
- ・景観重要樹木と連携した樹木を検討
- ・衰退度の低い樹木（健康な樹木）
- ・「市街地に存する樹木」の市街地の定義の緩和（市街化調整区域，都市計画区域外の集落内にある樹木を追加）

## 【保存樹一覧表】

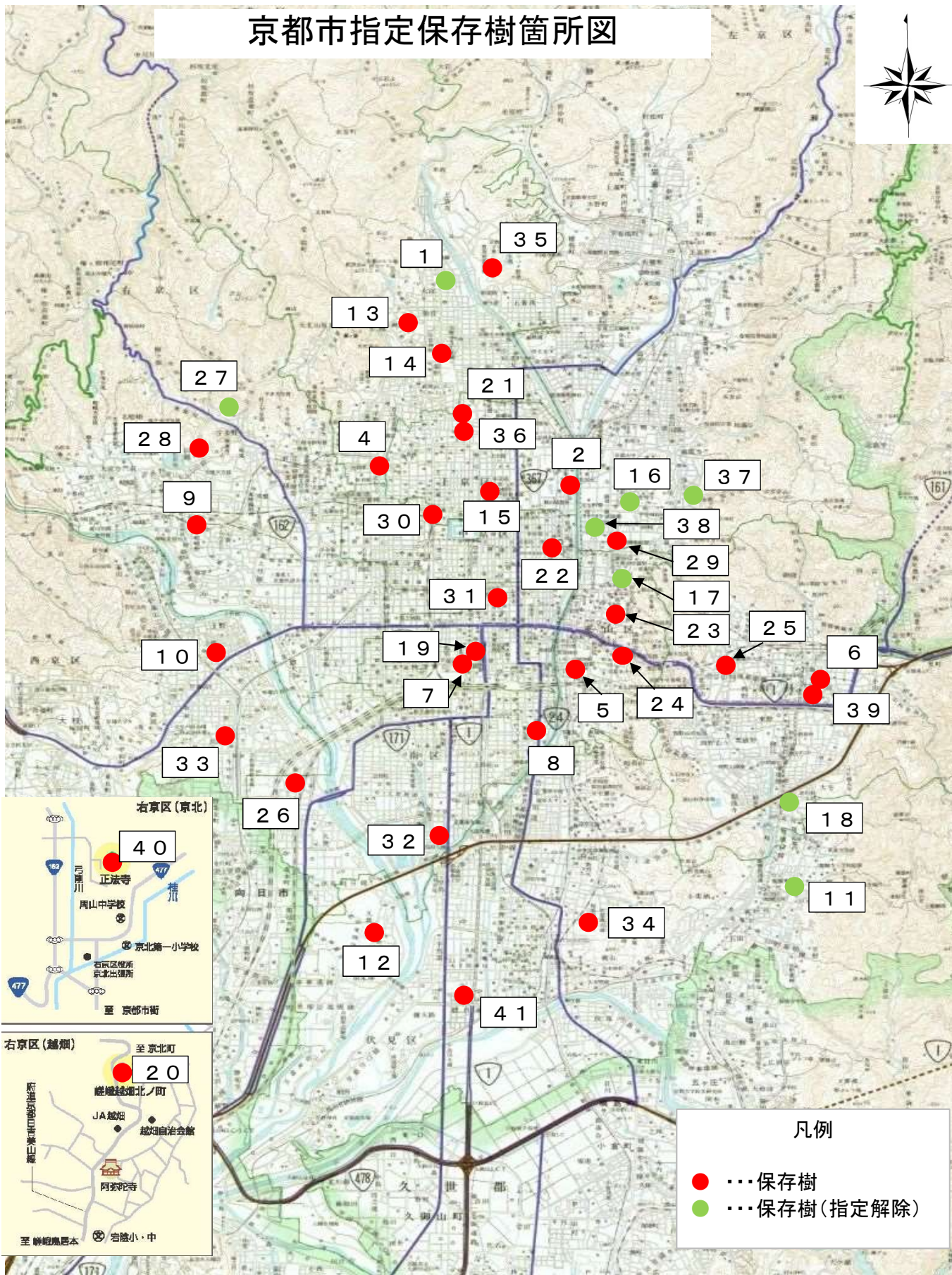
平成30年3月31日現在

番号	行政区	本数	場 所 及 び 樹 種	指定年度	解除年度
<del>1</del>	北一區	<del>1</del>	大宮南田尻町のヤマザクラ	平成13年度指定	平成29年度解除
2	上京区	1	KKR 京都くに荘のムクノキ	平成13年度指定	
3	左京区	1	鷲森神社のヤマザクラ	〃	
4	中京区	1	北野天満宮御旅所のクロガネモチ	〃	
5	東山区	1	養源院のヤマモモ	〃	
6	山科区	1	音羽前出町のソメイヨシノ	〃	
7	下京区	1	龍谷大学大宮学舎のイチヨウ	〃	
8	南 区	1	宇賀神社のムクノキ	〃	
9	右京区	1	齊宮神社のムクノキ	〃	
10	西京区	1	上桂御霊神社のクスノキ	〃	
<del>11</del>	伏見区	<del>1</del>	<del>醍醐東大路町のシダレザクラ</del>	<del>〃</del>	平成15年度解除
12	伏見区	1	久我神社のクスノキ	〃	
13	北 区	1	招善寺のハクモクレン	平成14年度指定	
14	北 区	1	今宮神社のムクロジ	〃	
15	上京区	1	古義堂のクロマツ	〃	
<del>16</del>	左京区	<del>1</del>	<del>金戒光明寺のクロマツ</del>	<del>〃</del>	平成25年度解除
<del>17</del>	東山区	<del>2</del>	<del>丹真院のツバキ</del>	<del>〃</del>	〃
<del>18</del>	山科区	<del>1</del>	<del>小野葛籠尻町のカキ</del>	<del>〃</del>	〃
19	下京区	1	西本願寺のイチヨウ	〃	
20	右京区	1	嵯峨越畑北ノ町のサザンカ	〃	
21	上京区	1	雨宝院のアカマツ	平成15年度指定	
22	中京区	1	本能寺のイチヨウ	〃	
23	東山区	1	安祥院のヤマザクラ	〃	
24	東山区	1	新日吉神宮のスダジイ	〃	
25	山科区	1	華山寺のケヤキ	〃	
26	南 区	3	光福寺のクスノキ	〃	
<del>27</del>	右京区	<del>1</del>	<del>三寶寺のヤマザクラ</del>	<del>〃</del>	平成18年度解除
28	右京区	1	印空寺のタラヨウ	〃	
29	左京区	1	満足稲荷神社のクロガネモチ	平成16年度指定	
30	中京区	2	聖三一幼稚園のイチヨウ	〃	
31	下京区	3	菅大臣神社のイチヨウ	〃	
32	南区	1	浄禅寺のクスノキ	〃	
33	西京区	1	三宮神社のムクノキ	〃	
34	伏見区	1	清凉院のサルスベリ	〃	
35	北区	1	賀茂別雷神神社末社藤木社のクスノキ	平成17年度指定	
36	上京区	1	本隆寺のタカオカエデ	〃	
<del>37</del>	左京区	<del>1</del>	<del>カトリック・ノートルダム教育修道女会 鹿ヶ谷修道院のエドヒガン</del>	<del>〃</del>	平成26年度解除
<del>38</del>	左京区	<del>1</del>	<del>大蓮寺のダイオウショウ</del>	<del>〃</del>	平成23年度解除
39	山科区	1	若宮八幡宮のカツラ	〃	
40	右京区	1	正法寺のカヤ	〃	
41	伏見区	1	三栖神社のイチヨウ	〃	
33件		38本			

※指定解除8件（9本）＝取消線が入った項目



京都市指定保存樹箇所図



凡例

- ……保存樹
- ……保存樹(指定解除)

右京区(京北)

40  
 正法寺  
 周山中学校  
 京北第一小学校  
 石原区役所  
 京北出張所  
 至 京都市街

右京区(越畑)

20  
 嵯峨越畑北ノ町  
 JA越畑  
 越畑自治会館  
 阿彌陀寺  
 至 嵯峨鳥居本  
 至 右橋小・中

保存樹の位置付けについて

緑の基本計画において、保全すべき樹木に関する法律は主に下記の5つがあります。

- |                              |
|------------------------------|
| 1 文化財保護法                     |
| 2 京都市文化財保護条例                 |
| 3 景観法                        |
| 4 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 |
| 5 京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例       |

まず、我が国にとって学術上価値の高い植物は天然記念物として文化財保護法により指定されています。(京都市で樹木は現在2件の指定があります。)

その次に、京都市文化財保護条例に基づき、京都市指定文化財の指定及び京都市登録文化財の登録の基準により京都市指定天然記念物として指定しています。(京都市で樹木は現在33件の指定があります。)

京都市指定天然記念物 (京都市指定文化財の指定及び京都市登録文化財の登録の基準)  
 次に掲げる動物若しくは植物若しくはそれらの作りあげている群集生態系若しくは地質鉱物又はそれらの存在している土地で、本市にとって学術的価値が高く、自然を記念するもの  
 (2) 植物  
 ア 代表的名木、巨樹、栽培植物の原木、並木及び社叢(そう)  
 (社叢(そう): 神社において社殿や神社境内を囲うように密生してる林。)

上記3, 4, 5の法律等は天然記念物には該当しませんが、市街地の良好な緑の景観を形成するものとして、その目的に応じて指定し、保全していくことが定められています。

3は「景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令(都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。)で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。」としています。

4と5は保存樹を指定に関する規定ですが、京都市では4の法律の基準を緩和し、条例を策定し保存樹を指定しております。

	目的	大きさの基準
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市計画区域内において美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木または樹木の集団を保存樹または保存樹林として指定	樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること。 イ 一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートル以上であること。 ロ 高さが十五メートル以上であること。 ハ 株立ちした樹木で、高さが三メートル以上であること。 ニ 攀(はん) 登性樹木で、枝葉の面積が三十平方メートル以上であること。 二 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。 イ その集団の存する土地の面積が五百平方メートル以上であること。 ロ いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが三十メートル以上であること。
京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例	市街地に存し、かつ、市民に親しまれている樹木または樹木の集団で、その規模、樹容等が別に定める基準に適合しているもの	樹木については、その規模が次のいずれかに該当していること。 ア 1.2メートルの高さにおける幹の周囲(株立ちした樹木にあっては、各幹の周囲の合計に10分の7を乗じて得た長さ。以下同じ。)が1.5メートル以上であること。 イ 高さが15メートル以上であること。 ウ 樹冠の最小幅が3メートル以上であること。 (2) 樹木の集団については、その規模が次のいずれかに該当していること。 ア 生け垣を構成している樹木の集団にあっては、当該生け垣の長さが20メートル以上であること。 イ ㊦に該当しない樹木の集団にあっては、その存する土地の面積が500平方メートル以上であること。 (3) 樹容が、美観上優れており、周辺の町並みの景観と調和し、かつ、次のいずれかに該当していること。 ア 当該樹木の固有の形状を保っていること。 イ 剪定等により良好な形状を保っていること。



## 保存樹指定までの流れ（案）

- ①
- 保存樹は区民の誇りの木から決定する。

区民の誇りの木：901件

（第1回京都市都市緑化推進協議会（H13.12.14）にて決定した選定基準を踏襲）

- ②
- 901件の区民の誇りの木から保存樹の条件（京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例）に合致するもの及び、保存樹の追加指定対象になり得ない樹木をスクリーニング

次に掲げる樹木等については、適用しない。

- (1) 文化財保護法第109条第1項の規定による指定、同法第110条第1項の規定による仮指定若しくは同法第132条第1項の規定による登録又は同法第182条第2項の規定に基づく条例の規定による指定を受けた樹木等
  - (2) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された樹木等
  - (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等
- (1)～(3)の条件に加えて、以下の条件に合致する樹木を除く。
- ・既に京都市の保存樹に指定された樹木等
  - ・既に伐採された区民の誇りの木（伐採報告を受けた樹木）
  - ・過去に保存樹候補になったが、同意の得られなかった樹木

区民の誇りの木：901件 → 保存樹候補404件

- ③
- 404件の中から保存樹候補について条件を絞る

事務局案平成13年度の基準

- ・市街地に存する樹木（市街化区域内にある樹木）
- ・幹の周囲長(1.5m)・高さ(15m)・樹冠の幅(3m)の項目すべての条件を超える樹木
- ・樹形・衰退度・景観性・歴史性等、総合評価を行い評価の高い樹木
- ・巨木・老木及び特徴のある樹木
- ・多くの市民が普通に鑑賞できる樹木

追加・見直し基準（案）

- ・寺社等、長く育成管理いただける樹木
- ・景観重要樹木と連携した樹木を検討
- ・衰退度の低い樹木（健康な樹木）
- ・「市街地に存する樹木」の市街地の定義の緩和（市街化調整区域、都市計画区域外の集落内にある樹木を追加）

保存樹候補404件 → 事務局案を審議会に諮り、調査候補を絞る

- ④
- 保存樹調査候補のうち所有者の合意を得られるものについて調査を行う

- ⑤
- ④の調査結果の中から追加指定を行う

指定保存樹 33件 → 100件（目標）

## 保存樹について

### ○ 保存樹の現状

市民に親しまれている樹木又は樹木の集団を「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（平成7年3月施行，平成17年4月改定）」に基づき，指定している。

指定は，平成13年度から17年度にかけて，41件（47本）を行ったが，その後，8件（9本）を枯死等により指定解除したため，現在の保存樹は33件（38本）である。（別紙参照）

### ○ 保存樹の指定

京都市都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則  
（平成7年3月29日施行）から抜粋

- (1) 樹木については，その規模が次のいずれかに該当していること。
    - ア 1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
    - イ 高さが15メートル以上であること。
    - ウ 樹冠の最小幅が3メートル以上であること。
  - (2) 樹木の集団については，その規模が次のいずれかに該当していること。
    - ア 生け垣を構成している樹木の集団にあつては，当該生け垣の長さが20メートル以上であること。
    - イ アに該当しない樹木の集団にあつては，その存する土地の面積が500平方メートル以上であること。
  - (3) 樹容が，美観上優れており，周辺の町並みの景観と調和し，かつ，次のいずれかに該当していること。
    - ア 当該樹木の固有の形状を保っていること。
    - イ 剪定等により良好な形状を保っていること。
- ※ 国・地方公共団体指定の天然記念物に指定等されているもの，都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律による保存樹，保存樹林に指定されているもの，国，地方公共団体所有・管理するものは指定できない。

### ○ 保存樹に対する京都市からの支援について

- (1) 保存樹の落枝，倒木により，第三者に被害を及ぼした場合に保障を行う，損害賠償保険への加入
- (2) 樹勢回復や危険防止を図るための費用に対する助成（樹勢回復等に要する費用の1/2 ただし30万円を限度）
- (3) 指定後の樹木の健康状態を経年的に把握し，保存樹の維持に当たっての参考とするため，樹木医による定期診断を実施

### ○ 今後の取組

- (1) 平成11，12年度に，市民からの意見を基に指定した「区民の誇りの木」などから候補木を選定し，新たに指定する予定です。
- (2) 候補木の選定においては，都市計画局とも連携して行っています。  
「今後の取組」については，第7回審議会（H29.8.22）で報告している。